

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた



No.8(2003年7月)



孫を抱いているOさん（ふれあいの家にて）

ひ孫さんが遊びに来たら、Oさんはとたん明るくなります。家族の絆があってこそそのグループホーム。ここに入居されている方の家族は本当によく電話をかけてこられたり、頻繁に会いに来られます。

その想いをしっかり受けとめて日々の暮らしをお手伝いしたいと思います。

（坂本昭子：ふれあいの家施設長）

発行：NPOみなまた 発行責任者：橋口三郎 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npominam@fsinet.or.jp



題字：江口 睦美

（カット：くさのあき）

通って泊まって住み込める 小規模多機能ホーム「野川の家」がめざすこと

水俣市街地から車で10数分離れた農村集落に、小規模多機能ホーム「野川の家」を、この8月から開設することになりました。築6年、200㎡を越す大きな家、バリアフリーに徹し、民家の趣を生かした、小規模多機能ホーム（同一建物内にて、通い、泊まる、住み込める等のサービスを得ることができる）に、最適な家を借りることができました。

実は、NPOみなまたでは今年度当初計画として、グループホームへの入居希望者が相次ぐこともあり、3ヶ所目のグループホームを丸島町に11月開設する予定で準備を進めていました。「自家を貸したい、グループホームの活用に」との話があり、急遽、具体化にいたったのですが、家を拝見した時、グループホームよりも小規模多機能ホームに適していると、グループホーム「ふれあいの家」の開設当時に思いを巡らしました。

「ふれあいの家」を始めた時期は（1998年7月水俣協立病院運営）介護保険制度以前でしたので、グループホーム入居以外に通所サービスや短期間のお泊りにも応じるなど、在宅療養中の方の利用も可能で、利用者・家族から大変喜ばれていました。介護保険制度が始まったとたんグループホームではこのようなことができなくなり、柔軟性が失われました。

こうした普通の民家を活用しての「通えて、時々泊まれて、また住み込むことができる」機能を併



せ持つ、小規模多機能ホームの有用性を忘れがたい現場スタッフの思いが、今回の「野川の家」の実現につながったともいえます。

なお、この小規模多機能ホームについては、厚労省も注目し、全国的な広がりが始まっています。「野川の家」の実際については、10人以下の通所介護（デイサービス）を介護保険事業として運営し、時々のお泊りや一定期間入居される場合等については、介護保険適用外の自主事業として運営することになります。また、痴呆症がない方の利用も可能ですし、将来的には高齢者の方に限らず障害者（児）の方も利用できるようめざしたいと思います。地域の方々が、子どもからお年寄りまで気軽に集う、そんな「野川の家」を願っています。

NPOみなまた理事 上野 恵子

建設資金のご協力を心からお願い申し上げます。

NPOみなまたの新規事業、グループホーム「キトさん家」・小規模多機能ホーム「野川の家」の建設にみなさまのお力添えを心からお願い申し上げます。

* 寄 付：1口1,000円

* 貸 付：1口10,000円（無利息で、5年間据え置き後、返済いたします）

* 送金先：郵便局：記号01720 - 3 - 16000 NPOみなまた

銀 行：肥後銀行 水俣支店普通預金 1550386

特定非営利活動法人NPOみなまた 代表理事 橋口三郎

NPOみなまた 第3回定期総会 (2003年6月1日)

6月1日にNPOみなまた3階会議室で、会員257人(委任状229名)の出席で、第3回総会を行いました。介護事業を展開してから、はじめての通常総会となりました。水俣病・環境問題への取組み、三郎の家、ふれあいの家での介護保険事業を中心に2002年度活動総括・決算・会計監査の各報告が承認されました。また、2003年度方針・予算も同様に承認されました。

主なものは、国水総研および同水俣病情報センターから依頼のあった、水俣病裁判関係文献のデータベース化およびデジタル化に伴う資料整理提供事業を受託します。水俣病研究の推進および「水俣病・環境問題研究所」(仮称)の設立準備活動を前期に引き続き行なうこととします。

水俣病被害者の会の取組みや川辺川ダムにかかわる行動など県内外の環境問題にかかわる諸行動に参加していきます。既存の「三郎の家」・「ふれあいの家」の運営に当たっては、小規模であるがゆえになしうる、きめ細かなケアを継続的に追及します。経営的には、「三郎の家・デイサービス」の利用者を一日平均4名確保することが経営安定のために必要になります。小規模多機能ホーム「野川の家」・グループホーム「キトさん家(げ)」を立ち上げ、運営を開始します。いずれもNPOみなまたが、設立された目的を具体化するものです。

なお、定款で理事、監事の任期は2年となっていますので、本総会で別表の通り改選を行いました。退任される方、NPOの立上げからの大変な時期に尽力していただき、ありがとうございました。そして、新たに就任される方、よろしく、お願いします。

(NPOみなまた事務局長 田畑 五月)

- NPOみなまた理事・監事・顧問**
- 代表理事：橋口 三郎 (水俣病被害者の会全国連絡会幹事長)
副代表理事：高岡 滋 (医師・水俣協立病院総院長)
理事：板井 優 (弁護士・水俣病訴訟弁護団事務局長)
上野 恵子 (看護師・医療法人芳和会看護部長)
打上 良子 (主婦・出水市生活と健康を守る会事務局)
江口 睦美 (社会保険労務士)
柏木 敦子 (看護師・三郎の家施設長)
北森 清文 (榊平岩熱学顧問)
草野 信子 (主婦・水俣病被害者の会事務局)
坂本 昭子 (介護福祉士・ふれあいの家施設長)
田畑 五月 (NPOみなまた事務局長)
永野 ユミ (水俣地域ケア研究会会長)
中嶋 敏子 (薬剤師・出水郡薬剤師会副会長)
古田 哲 (三郎の家・通所介護責任者)
中山 裕二 (水俣病被害者の会事務局長)
森 葦雄 (水俣病被害者の会会長)
監事：小崎 繁敏 (水俣民主商工会事務局)
松田 寿生 (水俣協立病院事務局長)
顧問：猪飼 隆明 (大阪大学教授)
金子 定邦 (医師・高尾野病院)
千場 茂勝 (弁護士・水俣病訴訟弁護団団長)
藤野 紘 (医師・水俣協立病院名誉院長)
横山 利枝 (術医療・福祉経営管理研究所代表取締役)

*退任された理事および監事の方々
花谷 薫、松田 繁子、横山 利枝、吉田 健蔵
(50音順)(敬称略)

☆理事をお引き受けして☆

“グループホームの良さを一人でも多くの方に”

昨年4月に鹿児島県職員を退職しました。人生の第二ラウンド。人並みには介護年齢の始まりなのですが、神様がその能力なしと認められたのか両親は戦後まもなく死亡。両親もさしたる看取りをすることなく他界。”介護に切実さを感じない者が果たして適任か”といつも自問しています。

どんな老後を迎えようと、それぞれが個性だと受け入れ、安心して過ごせる環境がグループホームだと思います。”症状の軽い方は家庭に復帰、重度の方はゆったりと人生をまっとうしていただける場所です”と、一人でも多くの方にお知らせするのが私の役割かなと思っています。

未熟者ですがスタッフの皆さま、素人の意見を寛大に受けとめてくださいませ。



打上 良子 (出水市)

メチル水銀の長期微量汚染問題について（上）

厚生労働省の妊婦に対する魚介類の摂取制限勧告

水俣協立病院名誉院長 藤野 糺

本年6月3日、厚生労働省は水銀濃度が高い魚介類の人体への影響を防ぐため、胎児への影響が懸念される妊婦を対象に、メカジキなど一部大型魚などの摂取を制限する勧告を行いました。

私たちは、私たち自身のとりくみの中からこれまでも、幾度となくメチル水銀の長期微量汚染の影響に対し警鐘を発してきました。そして一昨年（2001年）の第6回水銀国際会議においても、それが最大のテーマとなるとともに、他方、日本でのこの問題に対する取り組みのなさが明らかにされました。

世界の批判を受けて、環境省は昨年秋より、ようやくこの調査に着手しました。調査は東北大医学部と国水総研が、遠洋漁業の盛んな宮城県のある地域で2004年度末までの2年半に、1カ所の病院で出産した母子450組の同意を得て8年間、妊婦の毛髪水銀値と子どもの発達度との相関を調べるものです。

今回の厚生労働省勧告は、妊婦に限ったものであり、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、イギリス、ノルウェーで制限の対象となっているマグロを除外しているという問題点を残していますが、私は画期的なものであると思います。

今回の審議会で配られた資料より、世界の魚介類摂取制限勧告の状況を表にまとめてみました。

これら世界各国での魚介類摂取制限勧告の医学的根拠については、高岡滋医師（現水俣協立病院総院長）により、当NPOみなまた発行の「水俣病 - 21世紀への伝言、水俣病の経験を国民の立場から検証する、全国市民フォーラムinミナマタ（2001年10月14日）報告集」（2002年9月）、「水俣病の真実を探求し伝え続けるために、第6回水銀国際会議（2001年10月15～19日）研究発表演題報告集」（2002年9月）、NPOみなまたニュース2号（2002年1月）において詳細に報告されていますのでご参照下さい。

表. 世界各国での魚介類摂取制限勧告の比較

年	2001.1.12	2001.1	2002.5	2002.5	2003.2	2003.5	2003.6.3
国	アメリカ合衆国 食品医薬局 (FDA) 環境保護局 (EPA)	オーストラリア ニュージーランド 食品基準局 (FS)	カナダ 食品監督局 (FIA)	イギリス 食品基準局 (FSA)	イギリス 食品基準局 (FSA)	ノルウェー 食品衛生監視局 (SNT)	日本 厚生労働省 薬事・食品衛生審議会
対象	妊婦 授乳中の母親 幼児	妊婦 妊娠希望女性	一般 妊婦 幼児 妊娠可能女性	妊婦 妊娠希望女性 乳児 16歳以下小児	妊婦 授乳中の母親 妊娠希望女性	妊婦 授乳中の母親	妊婦
制限内容	摂食禁止 サメ メカジキ あまだい さわら 週に12オンス (約340gまで) その他の 魚種	週に4回まで サメ エイ メカジキ バラマンディ 銀サワラ オレンジフィ リング ミナミマグロ 地熱水域の魚	週に1回 月に1回 メカジキ サメ 生鮮及び冷凍マグロ	摂食禁止 サメ メカジキ マカジキ	週にマグロ 缶詰(140g) 2個 又は マグロステ -キ1枚ま で	摂食禁止 鯨 川カマス カマス パチ マス イワナ サメ メカジキ エイ マグロ	2ヶ月に1回以下 バンドウイルカ ツチクジラ コビレゴンドウ マッコウクジラ サメ(筋肉) 週に2回以下 メカジキ キンメダイ
備考	1オンス: 28.35g 1人前: 3~6オンス	1回分は 約150g			正常人の量 の5分の1 が安全基準		1回分は60~80g 日本人の1日平均魚 介類摂取量は約90g

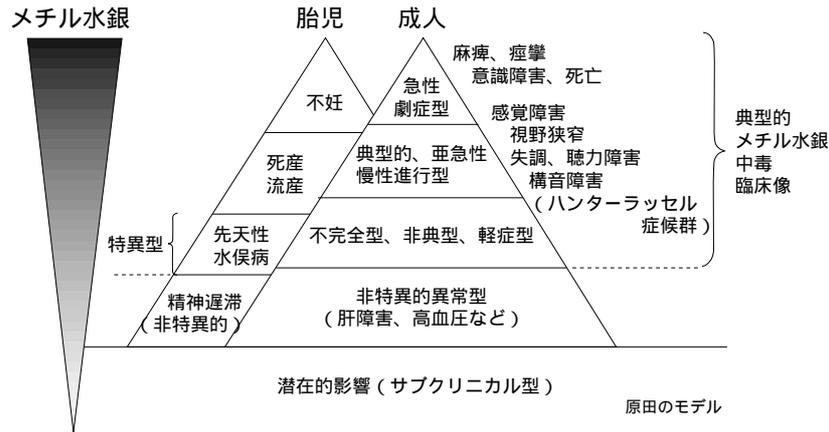


図. メチル水銀暴露と症状の比較

この表を見ておわかりのように、日本では妊婦だけを対象としていますが、アメリカ、カナダ、イギリス、ノルウェー - では妊婦に加えて授乳中の母親、乳児、あるいは16歳以下の小児までを対象としています。

妊婦や妊娠希望・可能女性を対象としているのは、当然メチル水銀の胎児に対する影響を考えてのことです。この胎児の“微量”よりも大きなメチル水銀の影響としては原田正純医師（現熊本学園教授）をはじめとする熊大医学部による胎児性水俣病の研究があり世界中に知られています。原田医師は早くからメチル水銀暴露と症状の比較を胎児と成人の二つのピラミッドで図のように考えました（1972年）。この胎児性水俣病を引き起こすよりもさらに大きな汚染の影響に関しては板井八重子医師（現くすのきクリニック院長）による異常妊娠（自然流産や死産等）の研究があります。又、典型的な胎児性水俣病の病状を呈するまでには至らないが、それよりも比較的小さな汚染の影響として、私の胎児性患者多発地域における同年代の中学生の調査があります。そこでは軽度の感覚障害や運動失調等を伴った様々な程度の知的障害（精神遅滞）があり、それらをメチル水銀の影響と考えました。そして同じ対象を26年後に再調査した結果、それらの多くの人（17.6%）が水俣病に関する何らかの救済を得ていました。板井医師も私もこれらを一昨年国際会議で発表し、その内容は前記報告集に載っています。

授乳中の母親、乳児、あるいは16歳以下の小児を対象としているのは、文字通りメチル水銀の乳児や小児に対する影響を考えてのことです。この若年者に対する影響に関しては、私の出水市桂島の全住民を対象とした研究があります。桂島では、かつて、急性劇症患者などの発生が終息したと考えられた1961年以降に生まれた中で手指・足趾のみとはいえ、四肢末梢性タイプの感覚障害を呈したものが3例あり、さらに汚染源工場がなくなった後の1968年11月生れの女兒1例に四肢末梢性タイプの感覚障害（手袋・足袋状）を認めたことから、これらをメチル水銀の比較的微量の汚染と考えました（1980年）。この桂島での研究も先の国際会議で発表し前記報告集に載っています。その後の私の研究では、この微量の汚染の影響は若年者にとどまらず、成人においても同様であることがわかりました。それらについては次号にて紹介します。

これまで日本の政府やそれを代弁する学者は、典型例のみを水俣病とし、軽症例を水俣病と認めていません。胎児だけとはいえ微量の汚染を認めざるを得なくなった今日、乳児、小児、成人を含めた全てのヒトに対するメチル水銀の微量汚染の影響を認めさせ、全ての被害者の救済を実現させなくてはなりません。同時に水俣や新潟のような水銀汚染地域だけでなく日本全国のひいては世界の全ての人々をメチル水銀の微量汚染から守るための新たな取り組みが急務です。

原爆訴訟熊本弁護団事務局長

弁護士 寺内大介

◇ 県内の被爆者6名が集団提訴

6月12日、県内6名の被爆者が、原爆症の認定と慰謝料の支払いを求めて熊本地方裁判所に提訴しました。

広島・長崎でも同日39名が提訴をし、これまでのところ、全国で73名の被爆者が集団訴訟に立ち上がりました。



(原爆症認定訴訟報告集会にて)

◇ 原爆症の認定に託された想い

被爆者健康手帳の交付などが都道府県知事によって行われるのと異なり、原爆症の認定は、国が原爆の被害者であることを認め、厚生労働大臣の名前で行う唯一の制度です。原爆症と認定されれば、月に13万8380円の医療特別手当が支給されます。しかし、被爆者が、原爆症の認定を求める理由は、単に経済的な理由にとどまらず、「自分の病気や苦しみが原爆によるものであると正式に認めてほしい」との願いからにはかならない。

◇ 国の被爆者切り捨て政策

原爆の影響と疑われる病気にかかっている被爆者は、全国で25万人いると言われています。ところが、現実に原爆症と認定される被爆者の数は被爆者健康手帳の交付を受けている28万5620名のうちわずか2082名で0.76%にすぎません。この点については、現在、札幌地裁でたたかわれている「安井訴訟」において、被告国側の証人が、原爆症認定数が予算との関係で2000人という枠しか用意されていないことを認めています。水俣病についてはチッソに対する金融支援策の範囲内で患者認定を行ってきましたが、予算の都合で被害を切り捨てるということが、医学の名で行われている点で共通しています。

◇ 被爆者援護法に対する背信行為

原爆症について定める被爆者援護法は、原爆被害が他の戦争被害とは異なる特殊な被害であることを踏まえて、再び被爆者をつくらないという被爆者の運動、原水爆禁止の運動に対する国の決意の証として制定されたものです。原爆症の認定数を予算の都合で枠付けするなどということが援護法に対する背信行為であることは明らかです。

◇ 被爆体験の聴き取りを

県内には、2000名の被爆者が生活していると言われています。弁護団は、支援の皆さんと力を合わせて被爆体験を聴き取り、裁判所と国に突きつけていきたいと考えています。

被爆58周年となり、被爆者の平均年齢は75歳を超えているばかりか、それぞれに疾病を抱えています。被爆者が生きているうちに救済されるために、厚生労働大臣の原爆症認定基準を改めさせ、2年以内に解決を図りたい。そして、核兵器の使用を「可能な選択肢」とするアメリカの暴走を止めるたたかいとも連帯していきたい

農民勝訴の歴史的判決と今後の闘い

川辺川利水訴訟原告団事務局 林田 直樹

去る5月16日、福岡高裁において、川辺川利水訴訟の農民勝訴という歴史的判決が下されました。「ダムからの水はいらない」とした農民の主張が9年間の月日を経て、全面的に認められた瞬間でした。多くの皆様方のご支援とご協力に心からお礼を申し上げます。

さて、国営川辺川利水事業変更計画の同意撤回に始まったこの闘いは、その後、異議申し立てと口頭意見陳述、農水大臣による一方的な棄却、熊本地裁への提訴、そして敗訴判決をのりこえ福岡高裁での逆転勝訴と粘り強い闘いを続けてきました。国民的支援の高まりを肌で感じつつ。

勝利判決は、単に農家の意志に基づかない事業の取り消しのみでなく、ダム建設や熊本県収用委員会での審理などにも波及し、ひいては国の大型公共事業のあり方をも問いかける結果となりました。

今、国営川辺川利水事業は存在せず、新たな利水計画が模索されています。しか農水省は、敗訴が確



(勝利判決第一報にどよめく原告ら)

定した後もなお、農民の声を聞かずに一方的に進めようとしている動きがあります。「ダムからの利水」という基本路線を崩してはいません。

私たちは、将来を見据えた人吉・球磨地方の農業振興を農民に開かれたものにしていくため、引き続き活動していくことを確認しました。

川辺川ダム問題は本体建設そのものをめぐって第二ラウンドの球磨川漁民の闘いにしっかりと引き継がれています。皆さまのさらなるご支援を心からお願いします。

メチル水銀の微量汚染対策は、緊急かつ世界的な課題

水俣病被害者の会全国連絡会が「声明」を発表

国連の合同専門家会議（JECFA）は、これまでのメチル水銀の摂取許容量を半分以下にすることを決めました。いわゆる微量汚染の問題です。これについて、水俣病被害者の会全国連絡会は、別紙のような「声明」を発表しました。

日本政府は、これまで微量汚染問題で、一貫して調査・研究を行ってきませんでした。なぜなら、政府の言う「水俣病」の裾野に多様な症状のある被害者の存在を認めることになるからです。また基準を厳しくすることは、水俣湾の水銀を含むヘドロ処理をより広範囲に行わなければならないとして、諸外国での研究を無視してきました。一昨年の国際水銀会議で、水俣病を経験した国でありながら、県民会議医師団および水俣協立病院の医師以外は、自前の資料を持ち合わせていないことが暴露されました。

今回のJECFAの決定はきわめて妥当なものであり、日本政府は、民間の研究者、臨床家の意見を最大限取り入れて、わが国での基準を作らなくてはなりません。

水俣病被害者の会全国連絡会事務局長 中山 裕二

青 嵐

ひろば

五月の紫尾山は、緑がやわらかい。うつぎや、やぶ茨など白い花が緑にはえて美しかった。おだやかな一日と思われたが、神社のあたりで強風が変わった。

木々の冬芽を守った毛や苞、花粉、枯葉などがゴミとなって一斉に降り注いだ。ゴミは青嵐に吹きまわられて、山全体を縦横無尽に駆け回っている。鳥も静かになってしまい、私たちも目を開けていられなくなってしまった。

いつもの美しい山はどこへ行ってしまったのか？。もしかして、私たちは禁断の時、禁断の領域に足を踏み入れてしまったのだろうか。

けれども、この嵐は木々から不用なものを払い落とし、花粉を遠くへ運ぶ。青嵐の来る頃にあわせて花を咲かせる木々の不思議。ちょうどその時、そこに居合わせた喜びに心揺さぶられた一日だった。

中村ふみこ（出水郡高尾野町）



報告 ☆☆グループホーム全国大会に参加して☆☆☆

夏の暑さが段々と強まる今日この頃いかがお過ごしでしょうか？。GH三郎の家では夏の暑さにも負けず劣らず元気な姿で入居者・スタッフ共々ゆったりとした日々を過ごしております。

さて、今回GH全国大会に参加して得たものの大きさに感動しました。中でも強く心に響いたのは『痴呆を持っていても社会の一員。その人の全体のそのままを受け止め、その人が今までしてきた事、何がしたいのか？と心の声に耳を傾ける』という事です。初心に戻り勉強する機会を与えて頂いた関係者各位の皆様深くお礼申し上げます。

（三郎の家 松本 未記）



活動日誌（2003年4月～6月）

NPOみなまた

- 3月27日 介護新事業につき水俣市と打合せ
- 4月7日 介護新事業につき熊本県と打合せ
- 5月15日 同上
- 6月01日 NPOみなまた第3回定期総会

関係団体

- 5月16日 川辺川利水訴訟控訴審判決
- 25日 熊本地域自治体研究所総会
- 26日 無呼吸症候群講演会
（水俣協立病院）

☆よろしくお祈りします☆

今年、宮崎の専門学校を卒業し、NPOみなまたの職員として働くことになりました。地元に戻って、地元のお年寄りに関わる仕事ができて嬉しく思っています。体は小柄ですが、体力・元気・パワーは人一倍です！

介護に関してはまだまだ未熟ですが、先輩方に教えていただきながら、一人一人がその人らしく、生き生きと過ごせる手助けができればと思っています。

（三郎の家 森 敦子）



編集後記

三郎の家のデイサ・ビスの営業(?)に回っています。パソコン・スクリーン持参でどこまでも出かけます。日頃の様子をスライドをつかって紹介すると、皆さん、"よかとこですね"と。さあ、今度はどちらに伺いましょうか？